

肥後宇土藩の財政について

楠本, 美智子

<https://doi.org/10.15017/2230453>

出版情報 : 史淵. 126, pp.39-72, 1989-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

肥後宇土藩の財政について

楠 本 美智子

はじめに

宇土藩は熊本藩の支藩（内分分家）であり、藩主は幕藩体制下の一大名として参勤交代をし、数度に亘る勅使・院使御馳走役、大手組防役、常盤橋等の御門番役、久能宮等の修覆（天保六年）、関東川々普請御用（弘化四年）、相州御備場請持（嘉永七年）等の公役を務めた。^①熊本藩の公儀普請役に際しては宇土藩も公儀役高・三万石分の負担を務めた。^②しかしながら重要事項の決定には本藩の承認を必要とし、家督相続、婚姻其外「重立ひ件」は本藩より幕府へ願出ることになっていた。家老役にしても当初は本藩に伺いをたてた上で本藩より仰付けられていたが、宝暦一〇年にしてはじめて中野十太夫、芦田瀬兵衛が宇土藩主より家老職を仰付けられ、以後家老職の場合はこれが先例になったという。^③このように支藩独自の藩政の展開はなかなか困難であった。

宇土藩は明治三年九月、本藩に併合されるのであるが、この様な半独立型の支藩の財政が、財政危機に直面しながら

らどの様に運営されたかを述べるのを本稿の目的としたが、史料制約から大まかな把握となった。尚、今後の宇土藩研究の参考のため不完全ではあるが家老任用一覧等基本的史料となるものの表を付した。

一 宇土支藩創立

宇土支藩は正保三年六月一日、熊本藩主光尚が宇土、益城二郡のうち三万石を宮松（行孝）に内分したことにより始まる。この事情については西山禎一氏の「中津・八代給人に関する一考察」⁽³⁾に詳しく述べられている。

それによると寛永九年一二月、細川忠利は豊前小倉より肥後熊本に加増転封されたが、その際、元和七年に隠居し三万七千石の隠居料で中津に入城していた忠興（三斎）は八代に居を構えた。また寛永一〇年に、藩主忠利は異母弟である立孝（立允）、興孝（天、刑部）にそれぞれ三万石と二万五千石の知行を宛行ったが、彼らの知行でもって三斎の直屬家臣が召抱えられていた。⁽⁶⁾興孝は元和五年以来人質として江戸で過していたが三斎と仲違いし、三斎の八代分領の後継者は立孝になっていたという。寛永一五年一二月、三斎は家臣佐方与左衛門を立孝の家老とし、翌二月五日には二五人を選んで物頭に任命、立孝に附属させた。正保二年閏五月立孝が、同一二月には三斎が逝去するにあたり、忠利逝去（寛永一八年）後本藩主となっていた光尚は正保三年五月、松井佐渡を八代城代とし、立孝の子宮松（行孝、帶刀、丹後守）に宇土三万石を内分させたい旨幕府に願出た。三斎逝去後、三斎付家老であった長岡河内守より長岡勘解由、丹波亀三允、伊丹半弥へ八代城引渡しがなされ、宇土支藩創立と共に三斎付家臣の行方も決定された。⁽⁹⁾

八代之侍共ニ申渡覚⁽¹⁰⁾

一 今度江戸ニ而帶刀殿儀ニ付御老中迄我等申上様就其被仰出外事

一 帶刀家来之者共ニ申渡様ハ帶刀殿未幼少之儀ニ而外間弥精を出し互ニ思召奉公可仕外其儀ハ我等満足可仕外事
付り佐方与左衛門儀家老ニ申付外間得其意万事与左衛門差廻相守可申事

一字土江引越申^い侍下^ゝニ至迄分限ニしたかひ竹木并家をたて^い造作料遣^い事

一三斎様諸道具弥お三次第之夏

付^りお三知行式千石北の丸知行五百石無相違一代ハ遣之^事

一北の丸お三当分小川ニ召置^い事

一暇を乞申^い侍共先知ニて何茂我等可召出^い

但人ニより他国江可参^と存者ハ心俣ニ申付^い事

一切米取暇遣^い者ハ当年之切米半分我等かた^と遣^い事

一三斎様御供仕^い者之妻子ハ熊本江召寄せ^い事

一三斎様被召仕^い女暇乞を申^い者ハ心俣ニ申付^是又当年之切米半分遣^い事

一泰岩寺

一妙見 寺社領無相違遣^い事

一御領之宮

以上

八月六日

この史料では佐方与左衛門が家老として藩政を取仕切ること、宇土へ引越す侍のために分限に従がい本藩より家作の造作料を遣わす、茶人として名をなした三斎の諸道具はお三に、北の丸、お三の知行は一代限り与え、当分小川に召置く、八代衆で暇を乞^い者も望みの者は先知で本藩に召抱えるが他国へ出る者は自由に、暇を願出た者には切米を半分遣すこと等が本藩より言い渡された。

帯刀（宮松）の家臣は中務付衆・三斎付衆であつた八代給人衆の中より構成された。八代給人衆の中には、帯刀が中務

遺領は勿論三斎遺領をも合わせて繼承すると思つていた者もいて、三万石の知行高であれば「八代侍衆宮松殿江御奉公申いへは若党同前二罷成い事何茂迷惑かり申い」と減知になると思い暇を申出たものもあつたらしい。¹²しかしながら「慶安五年御家中進退附」¹³によると殆んどが以前と同じ知行高、扶持方で召抱えられており、減知された者も数年の中に元に復している。支藩創立に当り帯刀の家臣団の規模については「(馬乗共は)御郡役ニハ不足申(略)此馬乗之不足之所亦鉄炮之者など郡役よりも不足い様被申付い儀帯刀賄続い様ニとの被申付様ニ而御座い由(略)侍数過い而ハ身体中々続申間敷い(略)此分ニ而も行々続申間敷い条随分私共精ヲ出シいか様とそ仕続申様ニ仕い分別肝要ニ被思召い」と井門文三郎、興津弥五右衛門、福知平右衛門の九月二六日付状にある如く、家臣数は軍役を賄えるか否かによつてきめられるのではなく、宇土藩の財政が賄なえるかどうかがその基準となつている。この時点で既に宇土支藩が財政的に続くかどうか危ぶまれているのである。

宇土の陣屋並びに侍屋敷の建設に當つて正保三年八月二六日に本藩主光尚が宇土に赴いて指図しており、その場所が殊の外高下のある所でこれを撫すこと、また侍屋敷が出来次第侍衆へ屋敷を渡す様仰付けられ、このため九月一日より所務の時分ではあるが領内の百姓を高百石に付一人出夫させる様申渡した。この夫数の見積りを¹⁵大工彦左衛門より出させているが、それによると「本町南裏御屋敷分 帯刀様御屋敷又御侍衆之屋敷共 坪数五千四百五拾四坪 夫数四万九千八拾六人」「北門通御屋敷坪積之分 北之方之屋敷 七百八拾七坪半 夫数五千百拾九人」となり、惣坪数六二四一坪半の土地を撫すのに夫数五四六〇五人が必要であつた。また八代城北の丸家を帯刀側で毀す様にと命ぜられたが人数が足りず、本藩に応援を頼んでいる。¹⁶この家は宇土に移築された様である。九月晦日現在、大方知行割が済み入部した者もいるが小割がまだ済んでいない状態であつた。同年一月から翌四年初めにかけて、家臣の引越と思われる八代からの荷物船の通行願の史料が残存している。

宇土支藩は所領三万石の経済力に見合う家臣団で構成され、三斎の遺した立法院、お三をも引取つた。また大坂の

「三斎様之蔵屋敷同御蔵奉行居申屋敷共ニ帶刀殿へ被進」¹⁷とある様に三斎の遺領・遺物を宇土において規模を縮小して引継いだのが僅か十才の帶刀であった。

次に宇土藩の財政について大まかに述べてみよう。

二 宇土藩の財政

1 行孝時代（正保三年～元禄三年）

正保三年六月一日の分家成立時より暫らくは三斎領の残務と宇土藩の財政維持のために家老佐方与左衛門のみでなく、暇を申し出たという長岡河内守、志方半兵衛、江戸では福知、井門、興津等が藩政処理に當っていた。

まず宇土藩の財政基盤となる石高は撫高三万石で、現高は三五二五三石余である。万治三年の記載では田畠二二八六町（内宇土七七五町余、益城一〇九九町余）、男女九〇七三人（内宇土四五二七人、益城四五四六人）となっている。¹⁸

帶刀殿江被遣い御知行割覚¹⁹

水夫数百八拾貳人 水夫高三千百七拾壹石四斗三升七合五夕

壹万貳百八石九斗八升八合三才

宇土郡

小前別紙在

益城郡

壹万九千七百九拾壹石壹升壹合八夕七才

小前別紙在

一 御知行割之儀者寛永廿年正保元年同二年此三ヶ年秋免村々御掇庄屋百姓受申し書物此方ニ取置其上三而三ヶ年を撫御物成ニ而今度被遣い御知行高ニ付四ツ式歩ニ被遣い御家中御知行ハ四ツ撫ニて被遣い得共帶刀殿へ被遣い御知行ハ取分念を入四ツ成丈夫ニ有之い様可仕旨御詮ニ付若不足之事茂可在之哉と被為思召四ツ式歩ニ撫い而被遣い事

一右三万石之御知行ニ付い村々ニ有之御小物成被遣い事

一右之在所ニ付い被遣い事

一右三万石之内ニ水夫村御座い水夫数百八拾式人御上下為御自由相加江被遣い事

一宇土郡ニ而御山御用程見合被遣い御材木之儀者御用次才ニ益城八代芦北山ニ而被遣い事

右之旨被仰出いニ付相渡申い 以上

正保三年

浅山修理允 判印

七月廿八日

田中兵庫助 判印

沖津作大夫 判印

佐方与左衛門殿

所領は宇土郡内二七ヶ村と下益城郡内二八ヶ村の五五ヶ村（これは明和三年当時の村数。正保三年頃は四六ヶ村であつたという）。正保三年の物成は給人知行地は四ツであつたが、宇土藩は確実性を考慮して四ツ二歩で徴収した。

正保三年の宇土藩の財政事情はどの様であつただろうか。分家創立が六月で物成収納は秋である。六月の頃八代衆は窮していた筈である。家臣の救済を長岡河内守、佐方与左衛門、志方半兵衛らが本藩の長岡佐渡守、長岡監物に頼んだところ「其元御扶持方米切申い間此方御蔵米之内取替い様ニと先日被仰越いニ付爰元御米あてはめ在之儀ニい条取替申儀不罷成い由」と断わられ、更に「下々確迷惑ニ及申い間おさん様之米御引かへいて被成御渡」と知行高二千石を与えられていたお三所有の米を急の間に合あわせる様にとの指示であつた。この時期は旧知行地での所務米を当にした拝借は許されず、この様な混乱期には女性の給知が重要な役割を果たした。お三以外にも立孝、興孝の生母である円通院に一五〇〇石、立孝の室恵照院に一〇〇〇石、立法院に五〇〇石が当時与えられていた。²⁰

三斎遺領、八代領は「かま留」が申付けられており、収納については七月になつて「三斎様御蔵納之分者前々被

存い衆へ被申付」、給人知行地の分は「面々知行物成之内を以御扶持方借シ」渡し、扶持方は本藩より渡されるため奉行佐分利喜四郎、金津助次郎が差遣わされ、惣庄屋と相判で扶持方が渡されとの通達が出た。

また江戸では「爰元御賄銀ひしと無之由申入い處ニ八代替申時分其上当御所務ハ米未成申借銀等も不成申い間爰元ニて才覚可仕旨被仰越い(略)唯々難儀御察之外ニい最早無程当御所務ニ御取付い間急度御銀子可被差上之旨一刻も早参い様ニと朝暮待申迄ニ御座い」と井門文三郎、福知平右衛門が宇土の佐方与左衛門に江戸の窮状を訴えており、既に予期されていた様に当初より財政は窮迫しており、金子調達が当面の課題となっていた。

正保三年、藩主帯刀は伏見屋四郎兵衛より二千兩の借金をしており、翌年三月には宇土本町、新町の商人沼田屋又右衛門、岩田四郎左衛門、守田半左衛門が連名で長崎高田藤左衛門より銀十貫目(その年十二月の返済で一割五分の利子)を借用了。⁽²³⁾ 後者の証文には「当町年寄共借用申銀子帯刀儘ニ預り置被申い」と佐方源右衛門、熊谷新太郎、山本又兵衛、西郡五郎左衛門の宇土藩役人連名の添状があり、宇土市中商人を

表1 寛文・延宝頃の御積

	米		銀
物成、免4ツ3分3朱	12,990 石斗	村々真綿 運上	761 匁
物成に2割の延米	3,377	檳柑 運上	43
千石夫米	398	宇土町商札運上	220
畝物・新地徳米	418 8	紙 運上	59
在々種子米の利	318 6	漆 運上	19
給知之面々より造作料	210	野開川原開運上	1 590
狛師より御菜米上納	25 5	茶 運上	455
家中借銀の利米	416	口ぶ札 運上	92
		投網札 運上	33
		波瀬江切札運上	79
		竹木払代銀	809
総収入	18,058 石9斗	総収入	4貫160匁

※「覚」(宇土細川家文書177)

通じて借用がなされたのである。

行孝時代の収入を示す史料として寛文、延宝期頃の積りがある。それによると、収入米一八〇〇〇石余、小物成銀四貫目余である(表一)。これは明和三年の写しで年代を特定できないが、寛文、延宝期頃のある年の積りと思われる。免率四ツ三分三朱から推測して豊作だったと思われる。物成以外に夫米や農民に貸付けた種子米の利、家中より造作料、貸銀の利米の収納がある。小物成では運上銀が課せられている真綿、檀柑、紙、漆、茶がこの地方の産物であろう。この収入では支出を賄えない状態であり、江戸より絶えず送金依頼があつていた。藩政初期の銀主として「町人考見録」に名がみえる江戸商人伏見屋四郎兵衛や魚屋七兵衛がいた。そして最初の借財整理が承応三年から四年にかけて行なわれた。この借財整理に先だち宇土藩では家中への貸付米錢を承応元年二年の物成ですべて返済させる処置をとった。⁽²⁵⁾

預り申金子之度⁽²⁶⁾

一貳千貳百五拾両者

金小判也

右之金子返弁之儀去年午ノ年戌之年暮迄ニ都合五年ニ相定彦年ニ付四百五拾両宛毎年極月ニ相渡シ可申候去年分ノ四百五拾両者此度太田九郎兵衛方へ相渡シ遣申イ毎年必定右之金子遣シ皆々相済イ節右之手形并此手形をも取返し可申イ右返弁之事少も相違在之間敷イ九年以前之金貳千両細川丹後守借用申イ而利金大分ニ成イを旧冬々色々断を申如此之返弁之筈ニ相定申イ所如件

承応四年

未ノ二月廿六日

右返弁之儀相違有間敷イ為其加判仕イ

井門次郎左衛門

佐方源右衛門

田中左兵衛

伏見や四郎兵衛殿

行孝は承応二年二月二八日從五位下に叙任、丹後守を称しており、この年の九年以前とは丁度正保三年に当る。その時の借金二〇〇〇両の利金が一七〇両となっていたが、承応三年冬の相談の結果元利共二二五〇両の支払いとなり、これを五年の返済で一年四五〇両宛の返済とする証文を取り交わした。この交渉の取まとめとなったのが細川刑部（興孝）と本藩役人田中左兵衛で、田中左兵衛は加判している。

同じ頃宇土藩は魚屋七兵衛には銀六一貫九〇〇目の借銀があり、これに対し五一八両の返済をして残金は「不残捨申すきりと相済」んだ筈であったが、その後証文の返済を受けていないことがわかって慌てている。⁽²⁷⁾

また寛文一〇年には辻次郎右衛門より銀六〇貫目を借用している。これは一〇〇貫目借用分の内の六〇貫目の証文である。⁽²⁸⁾ 辻次郎右衛門より井門次郎左衛門宛の書状に「其御地々大阪へ為替銀仕仕商人身体潰申由」とあるところから、銀主の商人が潰れた故に辻次郎右衛門への融資の期待が大きかったと思われる。⁽²⁹⁾ 寛文、延宝期には外に塩飽屋清左衛門、天王寺屋五兵衛⁽³⁰⁾の名が見られる。この時期長崎での融資も重要で守田三左衛門が資金調達に重要な役割を果たしている。⁽³¹⁾ 伏見屋、魚屋、辻、塩飽屋、天王寺屋⁽³²⁾いずれも本藩を介しての商人であり、本藩支援のもとでの融資といえる。藩財政の窮迫は家臣の家政の圧迫をもたらした。家臣救済資金としては藩政初期においては資力のあったお三の米や縁者である烏丸大納言⁽³³⁾の資金が家臣への貸付けに当てられた。烏丸大納言よりの貸付高は銀一七貫七〇〇目、⁽³⁴⁾ 年利一割五歩。お三の利子は三割。本藩の財政事情が悪化するに伴ないお三の収入をも減ぜられており、この様な親類縁者による高利の貸金米は初期に限られるものと思われる。

家臣の窮乏は承応頃より訴えられていたが、寛文、延宝期に至ると重臣の家政の逼迫が表面化した。寛文四年芦田十左衛門⁽³⁵⁾が家政困難を訴え上知を願出た。

御訴訟申上覚

一私儀數年手前不罷成い処ニ毎年自余ニ替御借銀被仰付い故とやくつづき申罷有い難有段可申上様も無御座い
一当暮御上納前大分之儀ニ御座い知行之物成不殘差上申い而も不足可仕程ニ御座い事

一当八月い四拾人御扶持方毎月被為拝領相殘知行所務之内を以年々ニ被召上い様ニ被仰付被下い者難有可奉存い事

一熊本伊原木屋と申町人方へ元六百目之借銀御座い御扶持方之内にて者払申儀難成奉存い間当物成之内にて払申様ニ被仰付可被下い外ニも他借七百目余御座い是者四拾人御扶持方被下い内にて少宛成共払見可申と奉存い事

一私儀當年御暇被下罷下如此休息仕儀終ニ無御座い重而江戸へ被召寄い迄者人をもはなし申一乏之仕合にて何とぞ勝手仕直シ重而江戸へ被為召い刻参上仕度奉存い間私望之ことい被仰付被下い者難有可奉存い間可然様ニ御相談頼存い 以上

四月三日

芦田十左衛門

井門次郎左衛門殿

芦田十左衛門が寛文四年暮に上納すべき銀高は四貫七二八匁五分で、これは十左衛門の物成を残らず上納しても清算できず、他に熊本商人伊原木屋にも元銀六〇〇匁、外にも七〇〇匁の借銀があるという。このため四〇人扶持方を毎月拝領して残りの知行所務を差上げ、世帯をきり詰めて再度江戸詰の時を待ちたいというもので、この十左衛門の願いは聞き入れられた。³⁶⁾

同じ頃上羽又右衛門、井門次郎左衛門よりも同様な歎願が出された。宇土藩では家老佐方与左衛門の死亡後、その子源右衛門が跡を継いで一人で家老を務めていたが、井門次郎左衛門がその補佐を務め、源右衛門と次郎左衛門が江戸詰の場合は上羽又右衛門が宇土で家老役の代りを務めていたという。³⁷⁾ 慶安五年には佐方源右衛門は一〇〇〇石、上羽、井門は共に三〇〇石の知行高であった。

上羽又右衛門の借財は銀六貫六〇〇匁余、米六石五斗余、その外他借も有るという。そこで借銀米の支払いが済む

まで上知したく、その間は物成の内より扶持方を拝領して三、四年の内にすつきりさせたいとの願出であつた。これに對して「知行差上申度と申ものも数多出来可仕やうにも被思召ひ御待數も無之ニ左様ニ被仰付儀も如何ニ被思召」て、借銀米は「半分捨被遣ひ条相殘ル分ハ是又じねんを以上納可仕」様との達となつた。³⁸

井門次郎左衛門の場合は「御借銀米其外造作銀御普請銀長命様銀」都合上納高七貫目余あつたが、他借して四貫目余上納し、殘三貫目については新筆の墨跡等道具を差上げたいとの訴えである。³⁹

上羽又右衛門の様に借銀米の半分捨の処置は例外で、芦田十左衛門の様に上知を認められたものは外にも上林宗平、関吉兵衛など下級家臣の例が挙げられている。⁴⁰

また寛文四年家老佐方源右衛門が「知行所不宜ニ付村所願替」えしたというのも家政上の理由から出たものと思われる。⁴¹

延宝八年は大飢饉で餓死者が多く出ており、宇土領一五〇〇〇余人のうち飢死者二五六人でいづれも無高の者であつたという。⁴²この飢饉が藩財政、家臣の家政共に更なる窮地へと追い込んだことであろう。これに對しどの様な措置がなされたかは定かではない。家臣救済の史料としては年号未詳ではあるが、切米取衆の上納銀三〇貫目余の延借等が検討されていたり、「御鉄炮衆中ニ京銀拝借被仰付鶴や手前之借銀者暮払切申ひ由利足下直之京銀二而高利之銀米払切」と家中の他借に對して低利の貸付銀への借り替えを行なっている史料がある。⁴³

行孝の時代は当初予想された様に財政窮迫の状態からの出発であつたが、家臣の家政を犠牲にした藩財政のきり詰めと本藩を仲介にした銀主よりの融資で何とか乗切り、轟より市中に水道を敷設する偉業をも達成できた。⁴⁴一方家臣は家政不如意のため三、四年先迄の切米等を拝借しきつて次第に熊本や宇土の商人よりの借銀も増加していった。

2 興文時代（延享二年～明和九年）

ここに寛延三年と思われる財政の不足高を示す史料がある（表2）。これによると免を二ツ八歩五朱と見込んでおり凶作の年である。宇土藩の他の年の免率を表3に挙げたが、それらと比較してみてもこの年は特に悪い様である。大坂への廻米は一五三〇〇俵（俵一俵＝三斗五升で五三五五石）。この時点での大坂借銀は一七〇貫五六〇目。この年の総不足高六九九三石余。不足高を減少させるために大坂借銀支払いの断り（二〇〇〇石弱）、村町よりの先納銀の利払い中止（八七五石）、免を二ツ七歩にしていたところを二ツ八歩五朱とすることによる増収（五〇〇〇石余）、江戸詰家中の物

表2 午の暮御積りの内（寛延3年）

午の年不足高	6,993 石
減 方	
免率1歩半増諸懸り共	500 石
奥様等一族物成合力米1歩半減	104
大坂廻米運賃減	43
江戸定詰家中渡方減	142
年中法事料減	16
大炊様へ返銀断り	26
高石合力断り	7
江戸荷物小人差立相止	25
芦田瀬左衛門等才覚銀借戻	369
町村よりの先納銀を利払にして	875
大坂借物60貫目のみ払	1,935
熊本より返金の利	140
計	4,182
差引不足	2,811
江戸への仕出し1200両分	1,260
総不足高	4,071 石
此代銀232貫629匁余	

※宇土細川家文書 3559

表3 免率

	免 率
明和 5	4 1 5 0 7 7 弗
寛政 2	3 9 6 1 2 9
3	3 7 2 0 8 7
4	3 2 7 5 6 0
5	4 0 3 0 7 4
6	3 9 3 1 2 4
13	3 2 6 3 9 5
文政 13	3 8 2 8 3 6
天保 4	4 0 3 4 8 7
7	3 7 0 9 4 9
8	4 1 0 0 7 7

※「日記」「記録」より作成

成等の二歩の減少（一四二石余）、家臣の才覚銀（三七〇石）等でやり繰りしたが、結局四〇〇石余（銀にして三三二貫目余）の不足が生じている。

宇土藩では享保一七年の飢饉で勝手方の打撃は大きく延享四年まで儉約が仰付けられていたが、寛延元、二年と続く損毛となりさらに儉約が仰付けられ、家中手取米等も減じられたまゝであつた。⁴⁶藩財政の資金繰りも難かしかつたと見えて寛延二年四月「誰ニ而茂才覚之手筋有之ハ、可申出」との沙汰が出され、この時御米蔵目付役を務めていた芦田鶴太兵衛（絵人並、合力米一五石五人扶持）は嶋原町判屋兵左衛門、同久左衛門方より銀一三貫目を借用して差出したという。これは同年一〇月元利共返済されたが又々才覚仰付けられ一三貫目を再借し差出したという。⁴⁷これが前述の御積りに記載された「芦田瀬左衛門才覚之銀一三貫目借戻ス」分であり、同記の藤野幸左衛門は「口入仕ハ銀子四貫目」を寸志差上げたため、十石四人扶持を遣わされ組外中小姓格を命ぜられている。⁴⁸合力二ヶ年分の断りになっている高石は長崎御用達商人である。

寛延三年の日記によれば、御積りによる不足銀の補填策の一つとして家中より寸志銀を出させており、また一二月七日には芦田瀬兵衛、山本八右衛門を大坂へ金策に遣わした。「御勝手向御所務も甚不宜御支ニ付江戸大坂へ之仕向も差支爰元御家中へ之御渡シ方も相見へ不申」状態であり本藩へも借金⁴⁹の申込みをするが、「熊本も甚御支ニ付而不被及了簡之旨」申してきた。更に「当春熊本へ御借返シニ相成居申ハ卅五貫目銀御返済之義追々爰元御勝手方ハ田中小左衛門鎌田左中并御勘定方へ及取置ハ所ニ是又御支ニて利払迄ニ可致由」申来つた。江戸への仕向銀も少しでも早く差向けようとしたが、銀子不調で延ばさざるを得なかつた。一二月二五日家中の者へ「当年甚敷御差支ニ付御免ヲ以相積リハハ去年ノ半高渡り程ニ物成切米相減シハハ共夫にてハ数年御減少之手取内へ相凌申間敷」と翌年の閏六月、七月に渡す筈の粮米御扶持方を先払して暮に渡すこと、役米は例年の半高渡しとする旨が家老より申渡された。翌正月に届いた大坂の芦田瀬兵衛等からの書状では「大坂にて之御勝手御用御用達共氣請不宜御廻米皆済之ニ当二月迄ニ

四十貫之差向ハハ、月々御運送ハ可相勤ハ」と銀主は江戸への仕送りは条件付きで約束したが、参勤の費用は断わったという。正月一六日には在中よりの米の納入が悪いので代官等が廻村し、「得と致吟味相納ハ様」取計うことになった。

参勤出発の日が迫っても金策がつかず、度々本藩と交渉したが埒明かないため、参勤の供人数を極端に減少させ、参勤はするが江戸では公役も勤め難いのでその節は本藩主より断わってくれる様にと長岡監物に書状を送り、供の家中には旅手当が渡せないで「御渡シ方迄ニ而何とぞ御供可仕」と申渡した。結局町方へ申付けて二月二九日何とか二〇〇両程を調達、参勤出発に間に合った。参勤費用を急場凌ぎで町方に調達させた例は宝暦五年二月にも見られる。⁴⁹⁾

町方の商人として寛延三年には町方別当である善右衛門（油屋）、忠兵衛（讀岐屋）や本二丁目伊平次（布屋）、徳兵衛（塩飽屋）の名が見える。彼らは宝暦四年には門名（屋号）を称していることから、この間に成長して屋号を使いはじめたものと思われる。⁵⁰⁾

六代藩主興文（はじめ興周、隠居して月翁）は延享二年閏一二月に襲封したが、早々にこの様な財政危機に直面し、これ以後財政の建直しを計った。前藩主興里に引続き儉約を勧める一方殖産興業を奨励し、榎、椿、桐を植栽し製蠟、製紙を勧め、⁵¹⁾宝暦四年には領内の「明高取斗」を命じて翌年には四〇〇〇石を本高に加算するなど年貢増収に努めた。⁵²⁾同八年には藩政施行上の規範となるべき「御定書」（延宝八年作成）の改正をし、宝暦年中に藩学「温知館」を設立、明和三年には公役費用捻出のため毎秋現米一〇〇石、軍用手当のため宇土で毎月銀六〇匁、江戸で一両、大坂で毎年六両貯え、予備費を計上することにした。明和六年から七年にかけては水道改修工事をした。⁵³⁾これらの財源としては富興行が大きな役割を果たしたと考えられる。

富興行は寛延元年に始まった。十年終ったところで（宝暦八年）再度富講を計画し、明日より売初めという九月晦日に「御郡代と御惣庄屋方江申付町方之者立札持はやしハ事見合ハ様」と本藩の郡代より別当共へ沙汰あり、翌日家

老中より熊本奉行衆、郡代へ書面を遣わし、堀平太左衛門に「内證取持」をしてもらって事済んだ次第があったが、この件も本藩の許可なしには実施出来ない事であったのであろう。宝暦八年よりの富講の座本は宇土町の米屋久右衛門、摂津屋弥左衛門、油屋清左衛門で、一〇月一六日に富講上納銀が皆済となり、三人へは毎暮米二〇俵宛与えられる事になった。一〇月二五日最初の富講が開催された。次に明和三年熊本奉行へ再度の興行を願出て許可されており、同五年より一〇ヶ年興行が続き更に富講は継続して開催され貴重な藩の財源となっていた。⁵⁴

宇土藩の財政を支えた商人として、宇土町の御用達商人としては安永期には綿屋久左衛門、米屋久右衛門、油屋清左衛門、摂津屋弥左右衛門、塩飽屋徳兵衛、油屋清蔵、馬瀬村孫左右衛門、御用達並の者には布屋伊平次、油屋又兵衛、米屋茂七郎、摂津屋宇六、塩飽屋弥兵衛がおり、綿屋、米屋、油屋、摂津屋、塩飽屋がこの頃の町方の代表であらう。⁵⁵

大坂の蔵元、御用達商人については「大坂水帳写」に記載された鍋屋吉右衛門が蔵元の最初であらう。延享四年には大坂蔵屋敷名代永瀬七郎右衛門、蔵元米屋藤介、万屋与右衛門となっており、宝暦十年には蔵元平野屋弥太郎が江戸への出金難渋というので御用達を務めていた近江屋平兵衛と交代させる手筈となっていた。安永六年には名代、蔵元共に永瀬七郎右衛門であり、文政四年には名代永瀬七郎右衛門で、蔵元は文政三年より和泉屋次郎右衛門が務めている。⁵⁶安永九年、大坂御用達町人を四軒屋と称し、平野屋仁兵衛、油屋善兵衛、井筒屋源助、米屋奎右衛門、井筒屋平次郎の名が記されている。天明四年には更に日野屋又右衛門、同孫右衛門、山城屋喜三郎の名が見え、外に塩飽屋清右衛門がいる。また宝暦一二年には長崎御用達商人高石が「万端致方不宜」につき長崎堀江平助と交代しており、天保期には岩本太郎左衛門が長崎御用達を務めている。文政四年には江戸御用達として福岡善左衛門の名が見える。「天明六年分限帳」より商人に与えられた扶持方を表4に載せた。小藩といえども多くの商人たちに支えられての財政運営であった。

表4 「天明六年分限」より商人の扶持方書上

商 人	扶 持 方	商 人	扶 持 方
淡路屋 市郎左衛門	5人	平野屋 恵四郎	2人
粉川屋 長右衛門	3人	川尻備後屋 吉右衛門	2人
平野屋 又右衛門	50俵	万屋 長右衛門	5人
堀江 平助	6人	吉田 清蔵	8人
炭屋 市郎次	2俵	万屋 善左衛門	5人
辻 次郎右衛門	25俵	塩飽屋 弥兵衛	2人
松延 又六郎	20俵	摂津屋 嘉兵衛	1人
福嶋屋 忠兵衛	10俵	油屋 次郎兵衛	3人
平野屋 仁兵衛	15俵, 9人	油屋 吉兵衛	3人
尼崎屋 忠左衛門	10俵	井筒屋 元三郎	3人
平野屋 源兵衛	2人	長瀬 七郎右衛門	銀5枚
万屋 与右衛門	3俵	重岡 藤左衛門	銀3枚
近江屋 平兵衛	20俵	万屋 善兵衛	3人
平野屋 平兵衛	5人	油屋 善兵衛	10人
加賀屋 六右衛門	6人	井筒屋 平次郎	5人
桜間 善十郎	10人	塩飽屋 音吉	2人
塩飽屋 徳兵衛	10俵, 22人	半屋 文六	2人
布屋 伊平次	2人	井筒屋 小兵衛	2人
丸市屋 彦三郎	5人	油屋 与兵衛	2人
塩飽屋 清右衛門	5人	○河村 善助	5人
園 利右衛門	10人, 1ヶ月銀50匁	○羽代 次兵衛	10俵
吉田 清左衛門	10人	○岩崎 又三郎	7人
摂津屋 弥左衛門	6人	○岩崎 藤四郎	3俵
日野屋 又右衛門	20俵	○中熊 久右衛門	12人
上総屋 久世	5人	○中熊 新蔵	2人
岬屋 九左衛門	3俵	○中熊 茂七郎	2人
綿屋 久左衛門	4人	○船場 伊左衛門	2人
米屋 伝四郎	15俵	○加藤 市兵衛	7俵
米屋 奎右衛門	15俵, 11人	○山崎 善蔵	2人
駿河屋 七三郎	12人	○粟 元安	3俵
讃岐屋 豊吉	3俵		

※「安永二年改 御家中方書上」より。○の人名が商人であるかは不明

3 安永七年「御定書」にみる藩財政

宇土藩には藩政施行上の規範となる「御定書」がある。最初は延宝八年に作成されたと文中にある。しかし時代の変遷と共に内容に合わないものが出てきて宝暦八年に改正、更に安永七年に再度改正された。残存しているものは安永七年の分である。以後も「追々御定被仰出ひケ条者餘紙二段々書載毎ケ条之書留二印押可相渡ひ事」と時代と共に内容もまた変遷していくことを見越している。

この「定書」は会所のある宇土、江戸、大坂に置くことが義務づけられていて、家老河嶋七右衛門の署名がある。

表5 家老一覧

佐 方	与左衛門	正保 3
	源右衛門	正保 4 ～ ?
	源右衛門	寛文 12 ～ ?
	平左衛門	? ～ 元禄 3
	郡右衛門	元禄 16 ～
井 門	次郎左衛門	貞享 3 ～ ?
	次郎左衛門	天明 2 ～ ?
	次郎左衛門	寛政 1 ～ 13 ～ ?
	次郎左衛門	? ～ 文政 2 ～ 9 ～ ?
	大之助	天保 3 ～ 4
	又三郎	天保 5 ～ ?
浅 井	茂大夫	元禄 11 ～ ?
	九郎大夫	享保 13 ～ ?
芦 田	瀬兵衛	宝永 2 ～ ?
	瀬兵衛	宝暦 10 ～ 安永 2 ～ ?
	十左衛門	文政 3 ～ 8
中 野	十太夫	宝暦 10 ～ 明和 7
	三郎右衛門	天保 11 ～ 弘化 2
柴 崎	勘左衛門	宝暦 12 ～ 明和 4
河 嶋	七右衛門	明和 9 ～ 寛政元 ～ ?
片 山	藤左衛門	明和 9 ～ ?
黒 木	順藏	天保 4 ～ ?
佐久間	勘右衛門	弘化 4 ～ 嘉永 4

家老任用について表5に確認出来た範囲内を書き上げた。「定書」の中には藩財政を施行するための手続、規範が記されており、宇土藩を理解する上で基本的な事柄であるので、ここで簡単に触れておきたい。

会所のもとに藩の収支算用を行なう代官衆、米蔵、銀方、借米所があり、これらの収支を相互につき合わせて物成の惣算用が行なわれ目録が作成される。

代官衆手前蔵払、会所借米所差紙以外は脇払いは一切認めない。運上銀納入の際の銀方の請取手形、諸御物奉行手前の一切の差紙、仮切手、小買物衆の買物代銀請取手形、その外諸役所にある仮切手、差紙はすべて会所へ差出す。これによつてすべての差紙、仮切手、請取手形が会所に集まり、会所で収支を把握することが出来る様になっている。

代官衆の物成取立の算用は一〇月晦日、十一月晦日、正月一日に目録を作成し、三月晦日に中算用、七月晦日に惣算用することになっており、米蔵算用は毎年八、九月に行なわれた。

米一俵は近年三斗二升入となっているが、合力米並びに役米は一俵＝三斗五升の積りで渡す様になっており、切米、扶持方を俵に直して渡すことを「引起」と称している。

代官衆の年貢取立、蔵払等其外一切一人では行なわず複数の者が担当することに決めている。

「御米蔵諸事申付様之御定」では、家中物成、切米、扶持方其外大豆雑穀に至る迄、三斗二升に及びし時は引起して渡す。一人前一俵の升目に足りない者は他の者と一諸にして俵で渡してもよい様に近年なった。諸職人の手間料、売上代米は斗渡しとする。俵は明俵で引取る様にし、遠方の場合のみ一俵を米一合五夕で引取るという。米蔵には当分帳を置き、売米並びに売米切手差紙を買取った者がそのまゝ蔵預けする場合は、蔵奉行へ申出、当分帳に付置いて在庫の把握に役立てた。

「御借米所諸事申付様之御定」では、家中物成は藩よりの借銀米がある場合は、その分を引置いて渡す。今後は銘々が判形のある通帳に借米所よりの差紙を記載し、その通帳で借米所は算用する。家中の御救のために「御銀米御捨」

表6 家中役高定

職 名	役 高
一門家老	500 石
惣司家老	250 石
番頭兼帯家老	300 石
同家老脇	250 石
用人	200 石
物頭	150 石
奉行	130 石
作事奉行	120 石
町奉行	120 石
船手頭	120 石
平士知行取	100 石
擬作知行	50～100 石
合力米取	40～ 100 俵 5～10 人
給人並	15 石 5 人
側小姓	14 石 4 人
中小姓組	13 石 4 人
上組外小奉行	10 石 4 人
徒土組	8 石 3 人
内俵	7 石 3 人
中組外	6 石 2 人
下組外	5 石 5 斗 2 人
鉄砲組・弓組	6 石 2 人
船手組	6 石 2 人

「御定書」(宇土細川家文書4)より

と仰付けられても「御定之御米共ニ御捨」というのではなくてはこの分は用捨できない。

「御家中江御借被成り御銀米之事并利足取立様之御定」では、合力米、切米取中に対し、高一石に付四斗宛借用出来る。利子は拝借仰付けられた場合は無利、その場合でも藩が他借して貸付ける場合は利付、会所より取替えて貸付ける場合は利付、借銀米取立は相場をみながら一月一日～二五日迄に相場を定め、一月一日～二〇日迄に仕廻い、二五日までに算用をする。

「御家中役高」については代表的なものを選び出して表6にした。熊本本藩と比すれば上級家臣になる程その差は大きい。

「町在之者金銀米御用ニ付褒美被下定」によると、褒美の紋付は自由に着用出来ない。扶持方はその者一代には渡すが、代替りになる度に減少、四代目よりは渡さない。知行も其者一代には渡すが、二代目は減少、三代目には扶持

表7 知行取手取

	役 高	無 役 高
地 居	1ツ8分手取	1ツ3分手取
定 居	3ツ3分 //	1ツ3分 //
旅 詰	3ツ5分 //	1ツ3分 //

※「明和7年御家中御役高手取等御改之帳」
(宇土細川家文書145-3)

方を渡し、四代目よりは渡さない。藩の返済滞りの代りとして渡された扶持方は、代替りに新たな上納分がなくとも扶持方は渡すが、同様な場合の知行については代替りに新たな献金がなければ切米、扶持方渡しとする。

「手取御定」については知行取分だけを表⁷に挙げた。役高を超えた知行分は無役手取とする。役高に満たない知行取衆には足高が加えられる。これは明和七年に改定されたもの。

以上の外にも役料定、道中船中定、旅役定等々の規定がある。

4 立禮、立之、立政時代（安永元年～文政九年）

興文は明和九年正月隠居して月翁と称し桂原村に蕉夢庵を建立、俳人、茶人としても名を成した。⁵⁷ その跡七代立禮が相続したが藩財政の窮乏は変らず、安永九年は不作となり、翌春の参勤旅用が三五〇両不足し、殿様病氣と称して暫らく参勤を延引して旅費の工面がなされた。⁵⁸ 天明二年にも借金が重なり「三境共ニ取続見不申」状態となり、滞府願が出された。⁵⁹ 天明三年甚敷凶作となり諸方村々の難儀な者に粟が与えられた。⁶⁰ 大坂借財も増加し、勝手向きも甚だ差支えている折同七年九月、立禮は本家を相続することになり八代立之が宇土藩を相続した。

寛政四年島原大変で肥後が津波の被害を蒙った年、大坂、江戸で五朱の利での才覚が整わず、宇土藩は本藩に対し九六〇貫目の才覚を願出たが、本藩より「当年ハ津波之大変其外色々餘斗之御物入有之御勝手向之取斗甚御難渋之御ニ付」と断わられた。⁶¹ しかし、津波の被害で本藩が公儀より拝領する分の割当を期待し、「当暮ハ如何様ニも押移ニ可相成得共来年ハ絶体絶命之積合ニ存⁶²」と、翌年には二万両を本藩の納戸金を当てにして願出る算段をしていた。⁶³

宇土藩の財政建直しはうまくいかず、家臣の家政も極限に達しており、その上寛政六年に大坂廻米船が平戸沖で難船する事故があつていよく財政事情は悪化し、同七年より十ケ年間、本藩が介入して財政運営が取りしきられることになった。この改作中は本藩の指導のもとに厳しいやり繰りがなされ、扶持方が減じられ、領内には寸志が命じられ

た。寛政一二年宇土藩が勅使馳走役を命じられた時には在中高掛銀が申付けられており、享和三年凶作だったにもか
かわらず年貢並びに上ヶ米上納が皆済となっており、厳しい取立てがなされたことが窺われる。一方、融資面では本
藩の幹旋をうけており、寛政一三年九月には早くも翌年の在所下向の旅用金調達の目途がついていた。その融資とは、
大坂商人への借金返済のため年々二〇〇〇石宛の積寄せがなされていたが、享和二年暮には元利皆済の見通しとなる
ので、この分を見越しての才覚が仰付けられ、旅用入目金高一五〇〇両の内一四八〇両が翌春大坂より江戸へ運送さ
れる手筈となっていた。

しかしこの時、熊本奉行嶋田嘉津次が嘆いているには「却而両三年者御不足余斗ニ相成下地卯暮已前追々御振替外
ニ当時新御才覚五百貫目程ニ而初発しらへ通ニ者参り不申此節御入用とても前文之通最初積高より相増し而者向々
御難渋之儀ニ而御改作之御趣意茂立不申」と当初の調べよりも入用金が増加する上に才覚が専ら借金で賄なわれて、
借財がとも減る状態でないことを嘆いている。⁽⁶⁵⁾

この後本藩介入は屢々あり、本藩には宇土藩よりの御用頼奉行（本藩では宇土勝手向御用掛と称す）が存在した。
文政六年には本藩勘定所目付杉浦仁一郎が江戸、大坂あるいは宇土に出向しており、翌七年閏八月に「本方御引請年
限相済いニ付此節御手限之御取斗ニ相成」⁽⁶⁶⁾っている。また同一一年には以後七ヶ年間勝手向取締がまた本方加談の上
になされる様になり、さらに引続き天保五年よりも是迄通りと本藩役人のもとの財政運営とな⁽⁶⁷⁾っている。従って金
策が本藩任せとなり、宇土藩には以前の様な財政面での緊迫感が感じられない。

文政六年に宇土藩は大坂長田、稲川両家より三〇〇貫目を借入れており、同一三年院使馳走役の際には熊本本藩に
助成金二〇〇〇両を、その外一六〇〇両は臨時備金より手当されることを願っている。同年縁組の用意金の内一〇〇
〇両の融資を願ったが、本藩はそれを断って大坂表での融通を才覚しており、この返済には無尽再興を以て当てる様
にとの指示を出している。⁽⁶⁸⁾

表8 家中人数

	総人数	知行取	合力段～ 中小姓格	上組外～ 御目見段
延享 5	204人	35人	31人	138人
天明 6	297	53	66	178
文政 6	352	52	92	208

※覚（宇土細川家文書150）

表9 家中渡米総高

宝暦 5	1455石余
天明 元	2256石余
文政 4	2292石余

※「覚」（宇土細川家文書150）

講は大名財政にとって貴重な融通資金であったと思われる。宇土藩では文化期以降講を組立てる事が多かった。「家中書上」⁽⁶⁹⁾の中に直接講を担当したことにより称された事を書きあげているのでそれを拾いあげると、文化七年百貫目講組立、同一〇年三千両講再講、同一一年百貫目講組立、同一五年再講組立、文政二年領内在中窮民御救手当として講組立、同五年三千両講再興、千五百両講組立、同六年組立無尽講算用延引、百貫目講再興、同一一年千四百両講再興、天保三年江戸にて三千両講再興、天保八年千両講組立、同一二年千二百両講組立、同一四年二千両講再興、弘化二年千両講再興、嘉永四年江戸表千四百両講満会、猶又組立とあり、百貫目講、三千両講、千五百両講、千四百両講、千二百両講、千両講と額も大きく、それらが繰返し再興されており、これらの講が先述した無尽講のように大坂商人より借入れる際の引当となり、また「御殿御普請取起二付御入用金再興御組立」と臨時の出費の財源となった。⁽⁷⁰⁾

また従来から三宮社で執り行われていた富講興行も絶えることなく実施されており、文化五年よりは一割増札の二五ヶ年興行が許可され、満講となった天保四年にはさらに以前の札数に引戻して年間一五富宛の興行を本藩に願出たが、「富講興行之儀度数及繁多下方之衰微ニ相成り付（略）末方為御救所々江御免之富講年分興行之度数を被減旦新規之富講ハ当年迄一切疊被仰付置い処今以末方甘キニ茂不相成様子ニ付」と他の富講との兼合いから、是迄通り増札で一二富を五ヶ年間許可する旨本藩の御用頼奉行楯岡七左衛門より伝えられた。⁽⁷¹⁾

緊縮財政の施策の一つとして家臣の人員減が行なわれた。⁽⁷²⁾ 文政六年本藩役人杉浦仁一

郎による財政挺入れの際家中へ「格別拝借錢」⁽⁷³⁾が渡されたが、一方で家臣団縮少のために家中人数と家中手渡米高の調査が行なわれた(表8、表9)。これによると総人数は延享五年の段階より一、七倍に増え、宝暦五年の家中手渡総高より文政四年の段階では一、五倍の増加で、人数増加の割には手渡米高は押えられている。人数については安永七年の「御定」で跡目並びに新家に召出された者が結構あつて増加したという。⁽⁷⁴⁾これについて河嶋七右衛門の「覚」⁽⁷⁵⁾では、行孝時代には鉄炮、弓の者が都合一〇〇人いたのに財政窮迫と共に次第に減少し、興里、興文の代には半分の五〇人程になってしまい、これでは軍役が勤められない。儉約期間中であるので、組の者の役米八石二人扶持方を六石二人扶持方に減じ、一人に一人宛の養子を申付け何とか一〇〇人に増やしたが、又々欠人が出て天明六年の段階では百挺は揃い兼ねているといっている。この様に安永期にはかなりの増員があつた様である。また献金による取立て家中も増加している。⁽⁷⁶⁾

また人数の割に手渡米高が増えていないのは、手取米が明和七年には知行取の場合一〇〇石につき一八石であつたものを、天明七年には一六石手取とし、その後さらに二割五歩の懸り米を掛けるようになったためである。このため「家中一統年増ニ衰微仕困窮之至極風儀惡敷末々ニ至り而者不埒之筋ニ而永御暇被下或ハ出奔仕り者も出来」と家中の乱れを上羽又右衛門等は述べている。⁽⁷⁷⁾

天明六年段階で扶持方を与えられた商人は多数にのぼつていたが、寛政七年これらの扶持数一三二人扶持あつたところを改作開始と共に一〇二人扶持の支給を停止し、三〇人扶持のみ渡していた。

興文以降殖産興業政策は引継がれ、櫨の植栽や杉の仕立が行なわれ産物方が設置された。⁽⁷⁸⁾また年貢増徴策として新地築造が行なわれ、新開村の新地築造や文政元年には神ノ古閑並びに三軒屋新地築造が完成している。⁽⁷⁹⁾

以上の様な諸施策が反映したのが天保六年の「御積帳」である。

5 行芬時代（文政九年～嘉永四年）の「御積帳」

九代立政（はじめ与松）は文政元年八月家督相続したが、同九年三月本家を相続したため、弟行芬（はじめ熊之丞、之寿）が同四月十代藩主となった。行芬時代の「御積帳」が二例あるのでそれによってこの時代の財政事情をみてみよう。

表10、11に米・銀の収支を載せた。いずれも無年号であるが、Iは天保六年、IIは弘化年間のいずれかの年である。⁽⁸⁾在邑年と参勤年の二ヶ年の積帳が作成されているが、ここでは参勤年をそれぞれ比較してみた。Iは免率三ツ九歩五朱、IIは三ツ八歩の物成収入で作柄は普通であるといえる。米の収入は一四〇〇〇余石。このうち大坂廻米（江戸廻り共）と地方売米は合わせて一〇〇〇〇石弱で両年共ほぼ同量（Iは米収入の六八％、IIは七〇％に当る）で、その内大坂廻米は六五〇〇石～七〇〇〇石である。銀の収入で差が出ているのは両年の米価の差によるといえよう。銀収入がIの方が多いにもかかわらず支出はIIの方が多くなっているのは、Iの年がより緊縮策をとっていたためと思われる。IIの支出では一族等の手当、江戸詰家中渡、年賦払が増加

表10 米収支（参勤年）

	I（天保6年）	II（弘化年間）
物成外惣収納	14,262 ^石	13,943 ^石
寸志初代米・惣代小頭給外	176	88
家中明屋敷年貢米		2
総 収 入	14,438	14,033
	内	内
宇土造用	3,680	3,742
大坂廻米・江戸廻共	6,418	6,966
地方売米	3,416	2,861
在中窮飢手当備分	220	184
大豆代米	286	280
家中町払	280	0
その他	138	0
総 支 出	14,438	14,033

※「御在府年三境見渡御積帳」宇土細川家文書132、「御参勤年惣斗見豆御積帳」宇土細川家文書134

表 11 銀収支（参勤年）

	I（天保 6 年）		II（弘化年間）	
小物成銀外	2 ^匁	359 ^匁	2 ^匁	273 ^匁
人馬水夫銀・飼料・波柿代	9	005	11	013
川口運上	5	500	5	500
大坂廻米売米代	424	193	390	963
地方売米代	211	444	173	873
大豆代銀	17	619	19	694
家中町払代	7	081		0
富講落銭	51	800	53	034
銀方へ預銭の利	4	558		0
その他	1	981	15	217
総 収 入	735	540	671	567
	内		内	
江戸造用	358	326	281	920
一族・親類手当	24	448	62	016
納戸・小納戸・台所費用	22	352	22	509
公役手当	52	943	53	731
参勤	132	875	125	050
江戸詰家中渡	66	539	106	553
年賦払	40	615	55	810
地方借物并講銭出方	18	171	19	101
講掛金	15	240	21	960
宇土造用	34	928	63	696
廻米運賃外	51	728	52	175
地方諸入用	13	825	47	668
その他	12	050	63	879
総 支 出	844	040	926	068
不 足	108	500	254	501

※表 10 と同史料

している。

銀収入では、米、大豆の売代銀が九〇% (I) 〓 八七% (II) を占め、小物成等のいわゆる銀収入は少ない。その中でも富講興行による収入は大きく、一富の収益が錢七貫九五匁一分二厘で一二富分、I、II 共に同額収入であるが錢銀の交換価格で差が出ている。また新田開発の成果としての三軒屋御開、沖古閑での大豆収入がII では一〇六石余計上されている。

支出では江戸、宇土造用、一族等手当、台所等費用が五二% (I) 〓 四六% と支出の半分を占め、参勤費用が一六% (I) 〓 一四% (II)、借金返済、講掛金が九% (I) 〓 一一% (II) に当っている。

講の掛金がI では千四百両講と九百両講に銀一五貫目余、さらに地方借物の中に主殿、職等一族の仕立講の掛錢九貫七五〇目が計上されている。II では千四百両講、千両講の掛金、二五〇貫目講の掛金があり、大坂借物の中に二二〇貫目講掛金として銀二五貫目が計上されている。

年賦払いがI よりII の方が多いのは、天保六年以降新たに借金したというのではなく、遡つての借金の返済である。I の天保六年では大坂借物として泉屋次郎右衛門、同猪三郎、日野屋又右衛門、井筒屋他三郎に対する利払等が銀八貫目余、江戸借財年賦に銀一九貫目余、江戸日下金四郎へ一三貫目余支払っている。この外、(天保五年) 午六月に新たに小西新右衛門より銀七五貫目を家中救済銀として借り受け月八朱の利で貸付けることになっていた。

II の弘化年間積帳では大坂借物として、文政六年の長田、稻川両家よりの借銀三〇〇貫目の内、未払分一〇〇貫目の支払いを年三朱の利で寅(天保一三年)より銀八貫三〇〇目払、五軒家旧借利分五歩一渡(銀三貫七〇〇目)、日野屋又右衛門に同(銀一貫五六〇目)、井筒屋他三郎へ同(銀一五四匁五分)、泉屋次郎右衛門調達銀三五貫目(無利)の払(銀一貫五〇〇目)、長田作兵衛にはさらに天保一三年に銀二〇〇貫目(元銀七ヶ年居置、利三朱)、同年平野屋惣兵衛に銀一〇〇貫目を借入れており、この年の分で銀九〇〇目の払いとなっている。

この外江戸の商人であろうか、伊勢屋清助の残金八〇両を八ヶ年賦にして銀六一〇匁、仙波太郎兵衛の天明年中の調達金六〇〇両と利分滞分合せて一一六〇両を三〇年賦にして銀三貫六六〇目を計上している。

公役費用は明和三年より積立されているが、IIの弘化年間積帳の様に一二ヶ年の見込額を出して一ヶ年の平均を出し、毎年積立て備えている。

Iの天保六年積帳では大坂商人への支払を極力押えて江戸商人を中心に支払い、IIの弘化年では従来の借銀滞分の返済を交渉の結果支払開始したため年賦払いが増加している。

表中の地方諸入用の項目には廻米積出造用、在中へ相渡候鯨油代、富場諸造用、武器仕組料、在中非常備、地方造用外諸々取繕等臨時手当等が含まれるが、積帳の中には農民救済等領内施策に係わる支出は少ない。

Iの天保六年積帳では参勤年の不足銀一〇八貫五〇〇匁余、在邑年不足銀一〇〇貫九二一匁余あり、二ヶ年の不足銀高は二〇九貫四二一匁余である。又IIの弘化年では参勤年の不足銀二五四貫五〇〇匁、在邑年の不足銀二三一貫八六七匁余で二ヶ年の不足銀高は四八六貫三七七匁余となっている。Iの天保六年の積りではこの不足銀を殿様の下向を取りやめることで解消し、滞府を続けることで逆に四二貫目余（金六六〇両余）の余分を見込んでおり、参勤に伴なう費用がいかに藩財政を圧迫しているかがわかる。殿様が帰国することになると「繰合六ヶ敷」なり「諦了院様御遺金并御側余之内ヲ取加え」てもやり繰りがつかない状態であった。⁽⁸¹⁾ IIの弘化年の様に支出を緩めた積りになると、滞府を続けても不足が出ることになり藩の借銀は増加する一方である。

おわりに

宇土支藩の本藩に対する位置づけについて、従来「対將軍家公式の願届や藩内の司法、立法、行政の三権の多くは本藩が握っており」⁽⁸²⁾と本藩よりの独立性に問題があるとの指摘がある。しかしながら家老についていえば宝暦一〇年

芦田瀬兵衛・中野十太夫に対する宇土藩主よりの任命、宝暦八年の富講再興（結果的には本藩奉行より中止命令が出て本藩の許可を得ることになったが）等興文時代にはより積極的な政策がとられ、脱本藩支配の傾向がみられた。江戸、大坂、長崎での借金は銀主は本藩よりの紹介者と思われるが独自の交渉でもって銀子調達をしている。寛延三、四年の様な逼迫した財政事情の中で大坂の銀主も本藩の融資も当に出来ずやつと領内商人よりの調達で危機を切り抜けており、その後殖産興業政策で領内の商人も資本を蓄えていく様である。興文の時に降途切れることのない儉約政策の中で家中にそのしわ寄せがいき家中の手取減少が続くなかで「一同難義至極之義ニ得共乍此上何とそ相凌衆体見苦敷分者御構不被成間如何様とも取合せ相勤い様」と家中の外見にはもはや構ってられない有様となってきた。この時期が最初に本藩が宇土支藩財政に介入してきた寛政七年頃ではなかったろうか。幸い七代藩主立弘は天明七年九月に本藩を相続しており、資金繰りの目途等の願も出しやすかったと思われる。これ以後本藩はしばしば宇土支藩財政に介入し、長田作兵衛等資力のある大坂商人から資金を融通させている。また三千両講等講を発記させることによって資金繰りをさせている。この講には大坂、江戸等の有力商人あるいは領内の商人がかかわっていることと
思う。

このようにして十代行芬（嘉永四年隠居）の頃までは儉約は引続き行なわれ、藩主が滞府を続けることで参勤の往来費用を浮かせるなどの努力、新田開発や殖産興業等などによる増収がはかられたが、本藩の援助のもとにいたるため資金繰りで緊迫した状態はみられない。本藩も財政難状態は続いているが、支藩を抱えこむことで体面を維持出来、さらに本藩が二の丸普請を仰付けられた時の様に宇土領内よりも寸志を出させるなど（この内四歩は窮民取救筋として宇土藩に渡す）、本藩の直接支配の様相を呈してきている。熊本藩には外に支藩新田藩があるが、財政的にみれば支藩を創出することは本藩にとって得策であるとは考えられない。何故支藩が創出されたのか、その事情は今後の課題としたい。

註

- (1) 「日記」「記録」「家中書上之控」等より。
- (2) 書狀(宇土細川家文書三五八四・三七二二)。
- (3) 「覚」(宇土細川家文書一四九)。
- (4) 『熊本県大百科事典』頁八一。
- (5) 『熊本史学 四三号』昭49刊。
- (6) 「八代御知行取衆帳」(宇土細川家文書二五〇四)によると三斎付衆一三五名(一九三二〇石余)、中務(立孝)付衆一二名(二五〇〇石)、刑部(興孝)付衆一〇名(一八六〇石)、新知取衆七名(六〇〇石)で、給人知行高二四九〇石余となっており、これに一五〇〇〇石の中務蔵入分、一〇〇〇〇石の刑部蔵入分を加えて総知行高より引いており、以上で見る限り八代領の財政は三斎・立孝・興孝三人分の知行高九二〇〇〇石の賄いであったと言える。
- (7) 『熊本県史資料 中世編四』頁五五二。
- (8) 宮松は寛永十四年三月四日生、京の萩原家に住していたが立孝卒去後江戸に住んだ。内分後帯刀と改名、八月に家光公に御目見えしている(『綿考輯録 四五』永青文庫)。
- (9) 『熊本県史 総説篇』。
- (10) 「新撰御家譜原本 真四」(永青文庫)。
- (11) お三は加来兵右衛門惟秀二男三七の娘で三斎に養なわれていた。後に行孝の妻となる。北の丸は立法院のことで加来惟秀の娘、忠興の妾であったと思われる(『綿考輯録 四五』、西山禎一氏「肥後細川藩初期の給知の分布について」森田誠一編『肥後細川藩の研究』所収)。
- (12) 「丹羽亀之允言上覚」(永青文庫)。
- (13) 細川藩政史研究会蔵。
- (14) 「綿考輯録 四五」。
- (15) 書狀(宇土細川家文書三一四三)、「御屋敷地形坪積并夫数之覚」(宇土細川家文書三九四三)。
- (16) 「書狀」(宇土細川家文書三一四三)。
- (17) 「書狀」(宇土細川家文書四一〇〇)。この蔵屋敷が後述の「大坂水帳写」という鍋屋吉右衛門の蔵屋敷と同一のものかは不明。

(18) 「覚」(宇土細川家文書一七七・一八一)。万治三年は現高三四六六二石余の記載となっている(宇土細川家文書三八二)。

(19) 「新撰御家譜原本 真四」(永青文庫)。

(20) 書状(宇土細川家文書四三八九)。

(21) 前述西山禎一氏「肥後細川藩初期の給知の分布について」。

(22) 書状(宇土細川家文書三一四三)。

(23) 「長崎にて拾貫目御借銀ノ借状ノひかへ也」(宇土細川家文書三八一四)。

(24) 家老佐方与左衛門(千石)は宇土屋敷割の節病死、翌四年に倅源右衛門が相続し家老となった。熊谷新太郎はその補佐をしていたという(「覚」宇土細川家文書一四九)。

(25) 「覚」(宇土細川家文書二四二八)。承応元、二年の借銀米の返済で「うへにおよび何とも迷惑ニ奉存ひ間」と借銀米を返済してしまえば粮米もないことを訴えている。

(26) 宇土細川家書二二三。この一連の史料として二三四・二三一五がある。

(27) 「書状」(宇土細川家文書三七五五・三七五九)。

(28) 「添状之事」(宇土細川家文書四〇二五)。「旧冬百貫目銀之内残四拾貫目御借銀肝煎相調」とある(辻二郎衛門銀子之取やりの状)(宇土細川家文書二四二二)。

(29) 書状(宇土細川家文書四一五八)。

(30) 「請取申銀子之支」(宇土細川家文書三七〇三)。延宝六年に天王寺屋五兵衛より借用した銀五〇貫目の借用証文がある(宇土細川家文書八四七)。

(31) 「人附之帳」(宇土細川家文書三二九〇)では長崎守田与三左衛門に一〇石五斗、大坂塩飽屋久五郎に二〇俵が与えられている。長崎の銀子調達掛である高嶋市右衛門・同四郎兵衛が「何之道にも与三エ門へ相談不仕ひはて不叶御事」と守田与三左衛門の力量を賞している(「書状」宇土細川家文書二二〇五)。また宇土藩主が末次平蔵より銀子三〇貫目借りたことについて「事之外めいわく奉存ひ」と長崎にての銀主の選択について与三左衛門より注文もつけられている(「書状」宇土細川家文書四三五四)。

(32) 時代は少し下がるが本藩の史料で「他所江合力之事」として五人扶持京都用聞辻宗三、一〇人扶持塩飽屋源兵衛、五〇人扶持天王寺屋五郎兵衛の名が挙っている(宇土細川家文書九二二)。辻次郎右衛門は元禄一六年本藩より五〇人扶持

をもらっている（『熊本藩年表稿』）。尚『町人考見録』には辻治次郎右衛門について「大岡替屋にて加州芸州細川其外諸大名方多く引請仕送り致し居申候、居室は室町」とある。

- (33) 光尚の室が烏丸光賢女であり、八代城代長岡興長養子寄之の弟の側室が烏丸大納言資慶女である。烏丸大納言とは何らかのつながりがあるのであろう（系図、宇土細川家文書九四）。貸付金の史料は宇土細川家文書三八九九・四一二九・二四〇〇にある。

- (34) 正保四年「御三様御知行半分上り申」に付御三附の知行取衆もまた半分宛召上げられた。それでは下級家臣は生活できないと井上五左衛門が訴えて宇土藩士として召抱えられている。「慶安五年家臣進退附」をみると正保三年一旦卑人したものが正保四年から慶安にかけて再度召抱えられており、財政困難な中にもかかわらず切米取、扶持方の家臣が増加している（宇土細川家文書二四一四）。

- (35) 芦田家は次の三代瀬兵衛が宝永二年に家老となり、四代瀬兵衛は宝暦四年より家老役を務めた（『六家之先祖書帳』）。
(36) 宇土細川家文書三九九四・三七五二。

- (37) 河嶋七右衛門「覚」（宇土細川家文書一四九）。

- (38) 書状（宇土細川家文書三九二三）。

- (39) 書状（宇土細川家文書三七二三）。長命は行孝の妹。

- (40) 書状（宇土細川家文書三六五五）。延宝七年内藤弥三右衛門からは「一人之母も養申儀難成」と拝借願が出されており（宇土細川家文書四二九七）、下級家臣の家政はさらに苦しいものであったに違いない。

- (41) 宇土細川家文書三八〇三。佐方家は元文元年以後勝手方不如意となり知行を召上げられている（『六家之先祖書帳』）。

- (42) 「覚」延宝九年三月（宇土細川家文書三三八三）。

- (43) 書状（宇土細川家文書三七九四・四三九七）。

- (44) 『熊本県史 総説編』では宇土の水道完工を正保三年としているが、『三百藩藩主人名事典四』では元禄三年頃としている。この水道については佐方源右衛門が井門次郎左衛門、上羽又右衛門に宛てた書状（宇土細川家文書三六六一）に「一轟方水道之儀八九月之時分人隙次第二取付可被申由是又御紙面積り之書立掛御目申し様二可然被思召い尤御家申銘々所へも水取可申し得共入目御家中へ割付被申間敷旨御意ニい条可被得其意候水道之かわらハ早御家中方之役人ニ而松橋方御取寄い由尤存い水道普請之時分も御家中方役人出させ可被申由尤存い不及申二水道方銘々之屋敷へ水取申しわかれミち二ため桶ヲすへ申儀ニい者それハ銘々之造作にて可然存い轟方御屋敷迄之間二田畠大積り式三反ほ

とハ荒地ニ成可申由わつかの事ニ由事」とある。

- (45) この史料を寛延三年としたのは、この年の日記（宇土細川家文書二二四）に清源院（五代興里の室）、奥様、粧町奥様、了心院（興里の生母）、妙禪院（六代興文の実母）の名前があり、同年が午年で不作年で資金繰りに腐心しており、また本藩への貸銀三五貫目がある事による。

- (46) 「寛」（宇土細川家文書五七九）。

- (47) 「安永二年家中書上」中の芦田鶴太兵衛の条。

- (48) 「寛延三年日記」一〇月四日の条（宇土細川家文書二二四）。献金によって召抱えられた例であろう。又同日に寸志差上げた林田忠右衛門は倅を召抱えられており、関太郎衛門（代官）は養子を認められ、藤竹文右衛門（代官）、山野藤平は加増されている。

- (49) 宝暦五年二月一二日の条（宇土細川家文書二二七）。「当町別当初御用聞共其外勝手宜者共十一人江口入金被仰付い所（略）十式貫目御用立」とある。

- (50) 「寛延三年日記」一〇月四日の条、「宝暦四年日記」八月朔日の条。

- (51) 寛延四年、藤井新右衛門（代々被官）は榎方請込を仰付けらる。宝暦九年五月、森野武右衛門（給人並）へ榎、桐、榎を植立る様仰付けられ、明和三年、休村、山崎村に榎を植栽する。明和二年、上河平蔵（中組外）に榎、榎仕立御用懸仰付けられる。明和八年、山内太次右衛門（徒士組）に紙方役を仰付けらる。以上「安永二年改御家中書上」より。

- (52) 「安永二年改御家中書上」の森野武右衛門の条。

- (53) 備米については「警戒」（宇土細川家文書一一六〇・一一六一）。「安永二年改御家中書上」の富永甚左衛門は明和八年二月に水道普請につき出精致しと称されている。

- (54) 「宝暦八年日記」（宇土細川家文書二二二）、「明和三年日記」（宇土細川家文書二二二）。

- (55) 「安永九年日記」七月十一日条（宇土細川家文書二二五）。

- (56) 作道洋太郎氏「近大阪における名代の成立と蔵屋敷―細川藩の大阪蔵屋敷の場合―」（『近世封建社会の貨幣金融構造』所収）に「大坂水帳写」（永青文庫）の全文が載せられており、大坂蔵元、名代はこれを参照した。外に「宝暦十年日記」（宇土細川家文書二二〇）七月二九日条、「寛延四年日記」二月七日条（宇土細川家文書二二五）、「安永九年御下向道中記」（宇土細川家文書一八九）、「安永十年道中記」四月十五日条（宇土細川家文書一九〇）を参照。

「御蔵元へ申談当月分式百五拾兩差下い様ニと申達（略）且又其元より大坂へ被差向い銀子之儀も一先御蔵元へ納所其上にて申談此方へ差下い様ニ」と堤四郎兵衛（家老）が浅井九郎太夫宛に申渡しているが、江戸への融資を円滑にするために大坂へ差向けられる銀子はまず蔵元に納める様指示している。年代は宝暦の頃であろうか。（宇土細川家文書二一四六）。

(57) 『三百藩藩主人名事典四』（新人物往来社）の細川興文の条。

(58) 宇土細川家文書三一八三。

(59) 「寛政元年家中申上扣」の河嶋七右衛門の条（宇土細川文書一一五三）。滞府願は天明六年にも出されている（宇土細川家文書一〇九三、一一四九）。

(60) 「諸方村々難儀之者ニ粟拝領覚」（宇土細川家文書一九五二）。

(61) 書状（宇土細川家文書四二三八）。

(62) 熊本藩は津波被害のため幕府より三万兩を拝借（十年賦）している（「熊本藩年表稿」寛政四年九月四日条）。

(63) 書状（宇土細川家文書四二三九の四）

(64) 「文政二年御家中より書上之扣」中島井久平の条。

(65) 「文政二年御家中より書上之扣」。「寛政十三年御記録」九月十六日条。

(66) 『宇土市史』附録年表。

(67) 「文政九年御家中先祖書上」。「天保五年御記録」十二月十五日条。

(68) 「文政十三年御記録」正月二三日、一〇月二の条。

(69) 文政二年、同九年、嘉永五年の「御家中書上」。

(70) 「天保四年記録」五月一七日の条。

(71) 「右同」十二月二日の条。

(72) 「文政九年御家中先祖書上」の小田孫兵衛の条。

(73) 「文政九年御家中先祖書上」中島井久平の条、外。

(74) 「覚」（宇土細川家文書一五〇）。

(75) 宇土細川家文書一四九。

(76) 「文政九年御家中先祖書上」中里瀬承寿、加悦鼎次等がみられる。

肥後宇土藩の財政について

(77) 宇土細川家文書一五〇。

(78) 文政八年東海東村で杉仕立をし、杉、櫨の差附調が行なわれており〔文政九年御家中先祖書〕塩沢周蔵の条、天保三年廻江村塘筋に櫨木が仕立られていた〔嘉永五年御家中書上扣〕河嶋市左衛門の条。文政八年に産物方御役所預錢紛失一件があった〔文政九年前掲〕。

(79) 「文政二年御家中書上」。新開村新地は天保一〇年に成就した〔嘉永五年家中書上〕河嶋市左衛門の条。

(80) 天保六年と規定したのは、お教の婚姻が天保二年であり、若殿様、総丸様と併記してあるところから、若殿は天保九年春死去した以春院（護前）であると推定され、天保二年～九年の間の末年は六年に当る。IIは史料中の三男剛三郎が弘化四年に織田出雲守の養子となっているので弘化四年が限度である。

(81) 書状（宇土細川家文書三〇三四）。諦了院は天保六年十一月卒去。

(82) 『熊本県史 総説編』頁六二二。

(83) 「被仰渡之扣」（宇土細川家文書八九二）。

(84) 「天保五年記録」一〇月一日、十二月二十九日条。

尚、「家中先祖書上」「記録」類は熊本藩政史研究会蔵（現在熊本松本寿三郎教授研究室内）、宇土細川家文書は九州文化史研究施設蔵。

本稿作成にあたり松本寿三郎先生、熊大図書館川口恭子氏には史料閲覧に際し大変お世話になりました。ここに謝意を表します。